

大潟村介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）を居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の委任を受けた法第8項又は法第57条8項に規定する住宅改修を行う者又は法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）に支払う特例（以下「受領委任払制度」という。）に関し必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 受領委任払制度を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者とする。

- （1）介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けていない者
- （2）法第67条第1項又は第2項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の差止めの措置を受けていない者
- （3）被保険者証に法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載を受けていない者
- （4）被保険者証に法第69条第1項に規定する給付減額等の記載を受けていない者

（登録の手続等）

第3条 受領委任払制度に係る登録をしようとする事業者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払制度取扱事業者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を村長に提出すること。

2 村長は、前項の規定により登録申請書の提出を受けたときは、同項の登録の可否を決定し、当該事業者に対し介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等受領委任払制度取扱事業者登録決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 登録を決定する場合の登録期間は、第1項の登録申請書の提出を受けた月の翌月1日から、当該申請のあった月の属する年度の翌々年度末までとする。

4 第2項の規定により、登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」

という。)は、当該決定に係る登録期間後も引き続き第1項の登録を希望する場合は、当該登録期間が満了する日の14日前までに登録申請書を村長に提出すること。

(登録事項の変更等の届出)

第4条 登録事業者は、登録申請書に記載した内容に変更があったとき又は登録を廃止しようとするときは、遅滞なく介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費等受領委任払制度取扱事業者登録事項変更・廃止届(様式第3号)を村長に提出すること。

(登録の取消し)

第5条 村長は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1)居宅介護住宅改修費等の請求に不正があったとき。
- (2)第3条第2項の通知に付した条件に違反したとき。
- (3)偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4)正当な理由なく前条の届出がないとき。

2 村長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費等受領委任払制度取扱事業者登録取消通知書(様式第4号)により当該取消しを受けた事業者に対し通知する。

3 村長は、第1項の規定により登録を取り消された事業者について、当該取消しを受けた日から5年を経過する日までの間は、同項の登録を行わない。

(登録事業者情報の公表)

第6条 村は、登録事業者の名称、所在地、電話番号等を記載した名簿を作成し、公表する。

(利用の申出)

第7条 利用者(受領委任払制度を利用し、住宅改修を行おうとする居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者又は福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具及び法第8条の2第13項に規定する特定福祉用具をいう。)を購入しようとする居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者をいう。以下「利用者」という。)は、登録事業者に被保険者証を提示し、受領委任払制度を利用する旨を申し出たうえで、当該事業者に費用の見積りを依頼し、売買契約を締結すること。

2 登録事業者は、前項の見積りを依頼した利用者が被保険者証を提示せず、第2条第1号、第3号及び第4号に掲げる要件を確認できない場合、受領委任払制度を利用した居宅介護住宅改修費等の申出を断ることがで

きる。

- 3 登録事業者は、利用者から見積りの依頼があったときは、見積りに係る費用を一切徴収しないこと。

(利用者の負担額)

第8条 利用者が登録事業者に対し支払う居宅介護住宅改修費等の金額は、当該居宅介護住宅改修費等に要した費用から居宅介護住宅改修費等の支給額に相当する額を控除した額とする。

- 2 登録事業者は、利用者から前項の代金を受領したときは、利用者に対し、領収書を交付する。

(支給申請)

第9条 利用者が居宅介護住宅改修費等の支給を受けるときは、登録事業者から領収書の交付を受けた後、介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第5号)又は介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第6号。以下「支給申請書」という。)を村長に提出する。

(支給決定及び支払い)

第10条 村長は、前条の規定により支給申請書の提出を受けたときは、住宅改修費等の支給の可否を決定し、利用者及び登録事業者に対し通知する。

- 2 村長は、前項の規定により支給を決定した居宅介護住宅改修費等については、当該登録事業者を支払う。

(返還)

第11条 村長は、利用者及び登録事業者が偽りその他不正の手段により、居宅介護住宅改修費等を受給したことを確認したときは、当該支給決定を取り消し、当該利用者又は登録事業者に対し、当該居宅介護住宅改修費等の全部又は一部の返還を求める。

(報告)

第12条 村長は、居宅介護住宅改修費等の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者に対し報告を要求する。

(秘密保持)

第13条 登録事業者は、職務上知り得た利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)の個人情報を守るために、必要な措置を講ずること。

- 2 登録事業者及び居宅介護住宅改修費等の販売に従事する者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。登録事業者及び居宅

介護住宅改修費等の販売に従事する者でなくなった後においても同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月25日から施行する。